平成２１年（フ）第７７１号
北九州市八幡東区諏訪２丁目６番17号
債務者　椛島　博子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８４号
北九州市八幡西区陣山２丁目１番３号
債務者　小山　千佳
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８２４号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東２丁目５番21号
債務者　岡松　明子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２５２号
佐賀県鳥栖市今泉町2622番地19　ファミール三臣102
債務者　武田　知晴
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２号
熊本県天草郡苓北町坂瀬川2722番地
債務者　錦戸　千恵
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第１３９号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4582番地５
中原貸家１号室
債務者　永井　香澄
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５０号
宮崎県都城市豊満町1270番地17
債務者　山本　菊恵（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１６３号
宮崎県小林市大字細野562番地９
債務者　藤野　六助
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第９７号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田6084番地
債務者　下木場涼子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1562番地２
債務者　堀之内政明
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1562番地２
債務者　堀之内登紀子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
福島県須賀川市稲荷町94番地　エメラルドマンション107号
債務者　仁平　浩子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７９３号
名古屋市守山区小幡南２丁目15番24号　ハイツ小幡205号
債務者　土谷　美穂
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８号
栃木県足利市福富町1256番地　清水アパート３号室
債務者　川田　充秀
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１７２５号
横浜市神奈川区入江２丁目17番16号
債務者　篠原　幹雄
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８５５号
神奈川県藤沢市円行２丁目15番地の１　コーラルリーフ湘南301号室
債務者　平野　良太
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８８０号
横浜市保土ケ谷区常盤台49番11号
債務者　坂田　光司
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部